

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画改定（素案） の概要について

1 県行動計画改定の趣旨

- 新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条の規定に基づく、新型コロナウイルス等が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画 ※県行動計画は、H26.3策定
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定（R6.7）されたことを受け、県行動計画を改定する
- 今後は、おおむね6年ごとの政府行動計画改定にかかる検討を踏まえて、必要に応じて県行動計画の見直しを行う

2 県行動計画の目的

（1）感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護する

- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられようにする
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす

（2）県民生活および県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

3 県行動計画改定（素案）のポイント

- 政府行動計画や新型コロナ対応の振り返り、有識者会議での意見等を踏まえ、県独自の取組も含め、県行動計画を抜本的に改定
- 新型インフル・新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症も念頭に置いた計画

（1）平時の準備の充実

- ① 県と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備
- ② 国、県、市町、医療機関等と連携した実効性のある訓練を定期的実施

（2）対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ① 中長期的に複数の波が来ることを想定
- ② 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え
- ③ 対策項目の拡充（6項目→12項目）と記載の充実
 - ・ 対策項目ごとに3区分（準備期、初動期、対応期）に再設定の上、準備期の取組を充実
 - ・ 有事のシナリオを整理、必要な対策の選択肢を記載

（3）情報発信の強化

平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等

※（2）、（3）等の取組は、関西広域連合や近隣府県と連携して対応

対策12項目

<下線・赤字は、改定による変更箇所>

- ① 実施体制
 - ② 情報収集・分析
 - ③ サーベイランス
 - ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 - ⑤ まん延防止
 - ⑥ ワクチン
 - ⑦ 医療
 - ⑧ 治療薬・治療法
 - ⑨ 検査
 - ⑩ 保健
 - ⑪ 物資
 - ⑫ 県民生活・県民経済の安定の確保
- ※12項目の時期ごとの主な取組はP3～5に記載

滋賀県新型コロナウイルス等対策行動計画改定（素案）の概要 ～12項目の主な取組～

【凡例】 赤字下線：新規取組 <独>：県独自の取組

【準備期】 平時 【初動期】 政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間

【対応期】 基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

①実施体制

◆多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を行う。

【準備期】

- ・国、県、市町、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講じる体制を確保
- ・人材確保・育成や国、県、市町、医療機関等と連携した実践的な訓練による対応力強化
- ・感染動向に応じた応援体制をあらかじめ構築（応援職員が従来業務を一定期間離れて応援業務に従事できるように配慮）<独>

【初動期・対応期】

- ・県対策本部を中心に感染症対策連携協議会等の意見を踏まえた、的確かつ迅速な対策の判断・実行
- ・必要に応じ、プッシュ型で余裕を持たせながら業務が出来る体制の整備<独>
- ・必要に応じ、他の都道府県への職員や医療関係者等の派遣・応援要請

②情報収集・分析

◆状況の変化に合わせた情報収集・分析を通じ、感染症のリスクを評価し、施策の意思決定に繋げる。

【準備期】

- ・関係機関等とのネットワークの構築等による、情報収集・分析・リスク評価を行う体制の整備
- ・多様な背景の専門性（公衆衛生や疫学等）を有する感染症専門人材の確保や有事に向けた研修等による人材育成

【初動期】

- ・包括的なリスク評価の実施とそれに基づく感染症対策の迅速な実施

【対応期】

- ・包括的なリスク評価の実施とそれに基づく感染症対策の柔軟かつ機動的な見直し、切り替え

③サーベイランス

◆感染症危機管理上の判断に資するよう、感染症の早期探知、発生動向の把握等を迅速・適切に実施。

【準備期】

- ・指定届出機関における報告等の複数の情報源を用いて、急性呼吸器感染症の流行状況などに関し平時の感染症サーベイランスを実施

【初動期】

- ・平時のサーベイランスに加え、疑似症サーベイランスを開始し、発生動向を適切に把握

【対応期】

- ・流行状況に応じたサーベイランスの実施
- ・地域の感染動向等に応じた、必要な感染症サーベイランスの実施、サーベイランス手法の見直し

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

◆可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県民等が適切に判断・行動できるようにする。

【準備期】

- ・感染症等に関する適時の情報提供・共有、リスクコミュニケーションや情報提供・共有の方法の整理
- ・偏見・差別等の防止や偽・誤情報に関する啓発
- ・「感染症を考える月間」等にて、感染症に対する意識と知識を高める取組を実施<独>

【初動期・対応期】

- ・その時点で把握している科学的根拠に基づく正確な情報を迅速に提供
- ・双方向のコミュニケーションの実施
〔SNSや知事への手紙、アンケート調査等による県民意見等の把握、コールセンター設置等⇒リスク情報とその見方の共有〕
- ・病原体の性状に応じた対策の変更をわかりやすく情報提供
- ・感染症に関する人権侵害の相談窓口の設置<独>

⑤まん延防止

◆医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数を対応可能な範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制する。

【準備期】

- ・有事の対策内容や重要性の普及・啓発による県民等の理解促進

【初動期】

- ・県内発生に備えた対策の準備（入院勧告、濃厚接触者に対する外出自粛要請、健康観察等）

【対応期】

- ・医療ひっ迫時には、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む措置を適時適切に国へ要請
- ・県民生活・経済活動への影響を踏まえ、病原体の性状や感染状況等に応じた機動的な対策の変更

⑥ワクチン

◆新型コロナウイルス等の発生時に迅速な接種の実施が可能となるよう、平時から体制構築に向けた準備を行い、有事には国の方針に基づいて速やかな接種を推進する。

【準備期】

- ・予防接種に必要なとなる資機材の確保方法等の確認
- ・ワクチンの円滑な流通を可能とする体制の構築
- ・予防接種やワクチンへの理解を深める啓発の実施

【初動期】

- ・資機材や医療従事者等の確保等、接種体制の構築

【対応期】

- ・関係機関と連携した接種体制の継続的な整備
- ・県および市町が実施する予防接種にかかる情報に加え、国が提供・共有する情報について、県民へ周知・共有
- ・予防接種による健康被害に対する速やかな救済

滋賀県新型コロナウイルス等対策行動計画改定（素案）の概要 ～12項目の主な取組～

【凡例】 赤字下線：新規取組 <独>：県独自の取組

【準備期】 平時 【初動期】 政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間

【対応期】 基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

⑦医療

◆健康被害を最小限に留め、社会・経済活動への影響を最小限に留める。

【準備期】

・ 協定締結による医療提供体制の整備

※協定内容：病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣

・ 協定締結による計画的な宿泊療養施設の確保

・ 協定締結による計画的な移送体制の確保

・ 研修・訓練等による人材の育成

【初動期】

・ 感染症指定医療機関に対して医療提供の要請

・ 有症状者等からの相談を受け、受診につなげる相談センターの整備

・ 地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等へ周知

【対応期】

・ 協定締結医療機関に対して医療提供要請

・ 療養先の調整および移送の調整を一元的に実施する入院移送調整本部（コントロールセンター）の設置

・ 協定に基づく宿泊療養施設、高齢者用宿泊療養施設および通所型療養施設の設置<独>

・ 相談センターの強化と状況に応じた受診の仕組みの変更

・ 臨時の医療施設および見守り観察ステーションの設置の検討<独>



⑧治療薬・治療法

◆健康被害や社会経済活動への影響を最小限に上で不可欠な要素となる、治療薬の確保と治療法の確立を行う。

【準備期】

・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発について臨床研究等への協力

・ 抗インフルエンザ薬の計画的・安定的な備蓄

【初動期・対応期】

・ 治療薬・治療法の医療機関等への情報提供

・ 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用した抗インフルエンザ薬の予防投与

・ 医療機関等に対し抗インフルエンザ薬の適正使用の要請

【国が示す抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量（滋賀県）】

備蓄目標総数	196.1千人分
抗インフルエンザウイルス薬	備蓄目標量
オセルタミビル【タミフル】 （カプセル）	57.1千人分
オセルタミビル【タミフル】 （ドライシロップ）	33.0千人分
ザナミビル【リレンザ】	13.4千人分
ラニナミビル【イナビル】	71.4千人分
ペラミビル【ラピアクタ】	5.1千人分
バロキサビル【ゾフルーザ】	16.1千人分

令和4年7月1日 健感発0701第1号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知

⑨検査

◆必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う。

【準備期】

・ 衛生科学センターの移転建替・設備整備<独>

・ 民間検査機関との検査措置協定の締結による検査体制の拡充・強化

・ 検査措置協定を締結した医療機関および民間検査機関への技術支援

【初動期】

・ 流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、検査実施能力の確認を含めた検査体制の整備

【対応期】

・ 衛生科学センターおよび検査措置協定締結機関等における必要に応じた検査体制の拡充

・ 濃厚接触者向けの検査キット配布や高齢者施設用のフロア単位の検査などの検査手法を病原体の性状等を踏まえて導入<独>

・ 感染拡大防止と県民生活・経済との両立を目的とする検査の利活用



滋賀県新型コロナウイルス等対策行動計画改定（素案）の概要 ～12項目の主な取組～

【凡例】 赤字下線：新規取組 ＜独＞：県独自の取組

【準備期】 平時 【初動期】 政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間

【対応期】 基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

⑩保健

◆保健所や衛生科学センター等と協力し、検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察、生活支援等を実施する。

【準備期】

- ・ 有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化
- ・ 保健所における感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む）への年1回以上の研修・訓練を実施
- ・ 県連携協議会等を活用し、市町、医療機関、消防機関等の関係機関、専門職団体等との連携を強化

【初動期】

- ・ 住民に対する情報提供・共有体制の構築および双方向のコミュニケーションにより、リスク認識や対策の意義を共有
- ・ 健康危機対処計画に基づく保健所の感染症有事体制および衛生科学センターの有事体制への移行の準備
- ・ 国と連携した健康監視の実施
- ・ 県内発生初期段階での患者やその家族、クラスターの発生した団体、医療従事者等へのメンタルヘルス対策の実施＜独＞

【対応期】

- ・ 国と連携した健康監視の実施
- ・ ICTツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等による保健所および衛生科学センターにおける業務の効率化の推進
- ・ 積極的疫学調査の実施と、国の方針を踏まえた積極的疫学調査の対象範囲の見直し



⑪物資

◆感染症対策物資等の確保・流通のもとに医療や検査等が円滑に実施されることで、県民の生命および健康を保護する。

感染症対策物資等…医薬品、医療機器、個人防護具等

【準備期】

- ・ 県、市町および指定地方公共機関における感染症対策物資等の備蓄
- ・ 協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄
- ・ 協定締結医療機関に対するシステム等を利用した定期的な備蓄・配置状況の確認

【初動期】

- ・ 国や感染症対策物資等の生産等を行う事業者と連携し必要量の確保
- ・ 協定締結医療機関に対する新型コロナウイルス等の特徴もふまえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認

【対応期】

- ・ 個人防護具が不足するおそれがある医療機関等に対する国備蓄や県備蓄の個人防護具の配布
- ・ 必要な物資および資材が不足するときは、国に必要な対応を要請

個人防護具備蓄品目	県備蓄水準
サージカルマスク	1,561,500枚
N95マスク	121,100枚
アイソレーションガウン	288,600枚
フェイスシールド	157,300枚
非滅菌手袋	5,578,200枚

⑫県民生活および県民経済

◆必要な支援・対策の実施により、県民生活および社会経済活動への影響を最小化する。

【準備期】

- ・ 事業継続に向けた準備（指定地方公共機関における業務計画の策定、事業者に対する柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨等）
- ・ 県民や事業者に対する、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨

【初動期】

- ・ 事業継続に向けた感染対策等の準備の要請

【対応期】

- ・ 影響緩和のため、必要な対策・支援を実施
- ※県民生活の安定の確保に向けた対応
 - ・ 生活支援を要する方への支援や教育・学びの継続に関する支援等
 - ・ 生活関連物資等の安定供給の呼びかけ

※社会経済の安定の確保

- ・ 雇用の影響に関する支援
- ・ 事業者に対し学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等を協力要請
- ・ 国の方針に基づく事業者支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民・事業者のみなさまへ

相談窓口

新型コロナのお悩み
相談窓口
お電話ください

県民生活の安定の確保に向けた対応
県民や事業者のみなさまのご相談に、行政書士が対応します。
お困りごとがあれば、何でもご相談ください。

ご相談の流れ

電話相談（無料） → 必要に応じて → 訪問支援（無料）

※ 行政書士がご相談をお聞きしながら、国・県・市町の各種補助金、給付金など、さまざまな支援策をご案内します。

※ 電話相談では、相談内容を踏まえ、必要に応じて訪問支援の調整を行います。

※ 支援等の申請手続きの具体的な方法や必要書類、問い合わせ先をアドバイスします。

※ 本県および近隣市町村の国や県が提供するサービスを利用する場合は、事前に利用可能かどうかを確認してください。

滋賀県

改定スケジュール

令和6年8月	・ 常任委員会報告（骨子案）
9月	・ 第1回有識者会議 ・ 令和6年度第1回感染症対策連携協議会 ・ 第1回市町説明会
11月	・ 感染症対策総合訓練
12月～1月	・ 庁内・市町・関係機関照会（素案）
令和7年1月	・ 第2回有識者会議 ・ 令和6年度第2回感染症対策連携協議会
2月	・ 国事前確認 ・ 第2回市町説明会
3月	・ 常任委員会報告（素案）
4月	・ 県民政策コメント
5月	・ 第3回有識者会議 ・ 令和7年度第1回感染症対策連携協議会
7月	・ 常任委員会報告（最終案）

市町村行動計画の変更の進め方

変更完了時期の目途

- 市町村行動計画の変更は、令和 8 年 7 月（都道府県行動計画の 1 年後）までに完了させるのを目途とする。

【特措法上必要なプロセス】

- ・学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取
- ・他の地方公共団体の長の意見聴取（他の地方公共団体に関係する事項を定める場合のみ）
- ・都道府県への報告
- ・議会への報告・公表

- 検討が本格化する令和 7 年夏以降、スケジュール及び進捗状況を定期的に照会（3 カ月に一度程度を予定）。

都道府県の役割

1. 市町村行動計画の変更への支援

市町村に対し、政府及び都道府県の取組に係る十分な情報提供、助言、質疑対応、スケジュール・進捗状況の確認等を実施。

2. 都道府県独自の対策の市町村への周知

各都道府県独自で行動計画に盛り込んだ対策のうち市町村にも影響するものについては、必要に応じ「手引き」に追記を行う等により市町村へ周知し、市町村行動計画への記載、連携した取り組みを図る。

市町行動計画の改定について

今後のスケジュール

R6.12.26	手引きの公表、今後の進め方に関し事務連絡発出
R7.1.8	全国都道府県感染症危機管理担当部局長会議
R7.2月～	都道府県行動計画の進捗に係る毎月の照会とあわせて、市町村行動計画に係る都道府県による支援の実施状況に係る照会（月1回）
R7.3月～7月頃	各都道府県において行動計画の変更が完了（見込み）
R7.7月～	各都道府県に対し、県内市町村の行動計画変更のスケジュール及び進捗状況について照会、各都道府県限りで共有（3か月に1回程度）
～R8.7月	市町村行動計画の変更完了

※その他、政府行動計画に記載されている個別の対策項目については、必要に応じて統括庁より情報提供等を行う（例：業務継続計画の作成・変更）